

第2節 充実した都市基盤のまち

1 計画的な土地利用の推進

現況と課題

本町の土地利用は、総面積 2,921 h a のうち、田が 12.8%、畠が 32.0%、宅地が 22.4% などとなっています。

用途地域が 373 h a、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域は 2,214 h a (総面積の 75.8%) です。

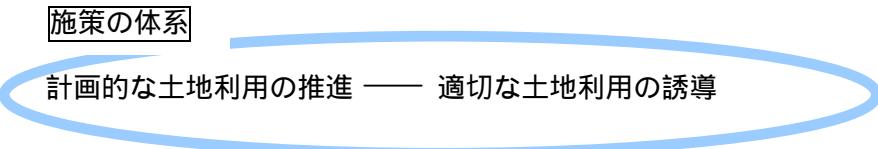
本町の地形は本庄台地からなる台地と沖積低地により構成され、広大な関東平野の一部をなす平坦地となっており、田や畠、宅地、工業・商業用地として利用されています。また、地質については神流川の扇状地を形成する砂礫層及び関東ローム層と、河川に沿って沖積低地を形成する礫層からなっています。

長期的な視野に立った土地利用を推進するため、本町では、平成 11 年 4 月に「上里町開発行為指導要綱」を改正し、この要綱に基づき、1,000 m² 以上の開発にあたっては事前に指導を行うなど、秩序ある計画的な土地利用の推進に努めてきました。また、平成 9 年度に、概ね 20 年後を想定した上里町の都市計画に関する総合的な指針として、「上里町都市計画マスタープラン」を策定し、計画に基づき土地区画整理事業などの都市基盤づくりを推進してきました。一方、農業基盤の整備については、北部地域、中部地域、南部地域のほ場整備はすでに完了しており、西部地区の 121 h a の整備が完了すると、計画されたすべてのほ場整備が完了する見込みです。

土地利用については、今後も、本町の特性を活かし、自然の保全と、地域活性化、居住の 3 つの目的が調和した秩序ある利用を進めていく必要があります。

目標のイメージ

乱開発のない秩序ある土地利用が図られています。



主要施策

(1) 適切な土地利用の誘導

土地利用法制度の適切な運用

土地利用の誘導にあたっては、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法など、各種の土地利用関係法の適切な運用に努めます。

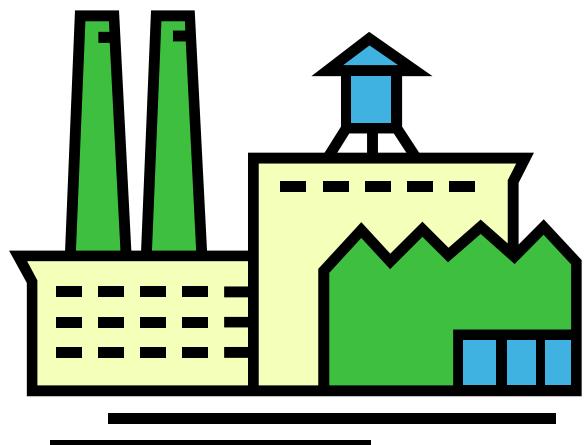
関係計画との調和の保持

土地利用の誘導に際し、国土利用計画や都市計画マスタープラン、環境基本計画など関係

計画との整合を図ります。

公共用地の確保

公共用地の計画的な先行取得に努めます。



2 エネルギーの有効活用

現況と課題

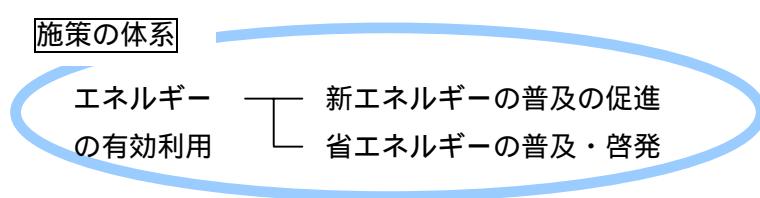
日常生活や産業経済活動に必要不可欠な電力やガス、石油の安定供給は、私たちの生活にとって極めて重要なことです。また、近年、省資源・省エネルギーの観点から、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直す動きが活発化しています。更に、平成9年には「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」（平成17年度までの時限立法）が制定されるなど、新エネルギーの開発・利用がますます求められていると言えます。

こうした状況を受け、本庄拠点地域（当時の本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、岡部町の1市5町1村）では、平成14年度に「本庄地方拠点都市地域新エネルギービジョン」を策定しました。この中で基本方針（理念）として、「環境と共生した持続可能な地域社会の実現」、「資源リサイクルや資源・エネルギー循環との連動」、「省エネルギーとの連動」など8つの理念を掲げ、「太陽光発電」、「バイオマスエネルギー」、「クリーンエネルギー自動車」など新エネルギーについての調査をし、可能なところからエネルギーの有効利用に取り組んでいます。

全国的に、多様な新エネルギーが普及しつつあるなか、本町においても、今後も公共部門での先導的な導入や、民間部門での利用の誘導を図っていく必要があります。また、住民一人ひとりがエネルギー対策を自らの問題としてとらえ、利便性や物質的な豊かさを追求したライフスタイルを見直し、環境負荷の低減に向けた具体的な行動に配慮するよう、一層の啓発が求められます。

目標のイメージ

限りあるエネルギーを有効に活用する環境にやさしいまちづくりが実践されています。



目標指標

項目	目標基準値	平成23年度目標
公共施設（庁舎・出先）の電気使用量（kwh）	2,151,236 (平成17年度実績)	2,136,274

kwh : 1時間あたりの発電電力量若しくは、ある時間帯・1日等の消費または発電電力の時間積算値を示す単位。発電を5時間続けた場合、 $10 \times 5 = 50\text{kWh}$ の発電電力量となる。kWは瞬時の発電電力を示す単位。

バイオマスエネルギー：再生可能な、生物由来の有機性資源（木など）で化石資源（石油など）を除いたもの。

主要施策

(1) 新エネルギーの普及の促進

新エネルギーの研究の推進

石油などの限りある資源の枯渇を防ぎ、延命を図るため、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー、燃料電池、天然ガスコージェネレーションなど、環境にやさしい、新エネルギーの導入について研究を進めます。

新エネルギーの導入促進

公用車や公共施設などへの新エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、民間での導入を促進します。

(2) 省エネルギーの普及・啓発

省エネルギーの普及・啓発

住民や事業者に対して、省エネルギーの啓発に努め、アイドリングストップや公共交通の利用、冷暖房などの温度管理の徹底、廃熱の利用など、住民・事業者の省エネルギーの取り組みを促進します。また、学校教育や生涯学習の場を活用し、エネルギーに関する教育を進めます。

公共施設の省エネの推進

省エネルギー機器の利用、照明や空調の適正管理など、公共施設の省エネルギーの取り組みを進めます。

コージェネレーション：ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。ガスで発電すると同時に、排熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するためムダがない。クリーンな都市ガスを利用するので環境性に優れているほか、省エネ性にも優れている。

3 魅力ある市街地の形成

現況と課題

本町は、1市3町からなる本庄拠点都市地域の一部をなし、本庄拠点都市地域基本計画の中で、新都心地区（本庄市）をサポートする副次的な拠点地区として、神保原駅周辺において都市基盤整備を推進するとともに、居住、商業、業務機能の集積を図る、と位置づけられています。

本町では、神保原駅を中心に発展し、北口から国道17号に向かう道路の両側に商店街が展開し、それを取り巻くように住宅街が形成されてきました。また、南には児玉工業団地があり、神保原駅と工業団地の間に住宅団地をはじめ多くの住居が点在し集落を形成しています。

昭和47年4月に町全域である2,921haが児玉都市計画区域の指定を受け、昭和50年3月に用途地域330haが設定され、昭和62年2月には用途地域の拡大により360haとなりました。さらに平成8年1月には新用途地域への指定替えが行われ用途地域面積は373haとなりました。内訳は、住居系用途地域が245.2ha（内住居専用地域：78.2ha、住居地域：167ha）、商業系用途地域が11ha（近隣商業地域：11ha）、工業系用途地域が116.8ha（工業専用地域：30ha、準工業地域：60.5ha、工業地域：26.3ha）となっており、工業専用地域を除き、住、商、工などのが混在が目立ちます。

都市基盤の整備については、現在、本庄地方拠点都市地域基本計画において重点整備地域に指定されている神保原駅周辺地区（94ha）のうち、神保原駅南土地区画整理事業（34.1ha）が計画面積の約95%の整備を終え、残る5%について平成20年度の完成を目指して事業が進められています。また、田通土地区画整理事業（5.5ha）は組合施行により、平成5～12年度に整備を行い市街地の形成が図られました。

都市基盤の整備は、快適な生活空間の確保と、活力ある産業の創出に不可欠であり、自然環境・景観の保全や農業振興などとの調和を保ちながら、今後も長期的視野に立った事業推進を図ることが求められます。

用途地域の状況

種類	面積	割合
住居系用途地域	245.2ha	65.7%
	住居専用地域	78.2ha
	住居地域	167ha
工業系用途地域	116.8ha	31.3%
	工業専用地域	30ha
	準工業地域	60.5ha
商業系用途地域	26.3ha	7.1%
	11ha	3.0%
用途地域総面積	373ha	100.0%

資料：都市計画のあゆみ

目標のイメージ

自然と歴史に調和した賑わいと落ち着きのある都市空間が形成されています。

施策の体系

魅力ある市街地の形成 └ 長期的視野に立った都市計画の推進

└ 人と自然にやさしい街並みづくり

目標指標

項目	目標基準値	平成23年度目標
土地区画整理事業整備済面積 (平成17年度実績)	37.9 h a	39.6 h a

主要施策

(1) 長期的視野に立った都市計画の推進

都市計画マスタープランの推進

市街化区域及びその他の区域の指定については、住民の十分な理解が必要であり、本町の長期的な都市計画の基本方針である都市計画マスタープランに基づき、調査・研究に努め、計画的な街づくりを進めます。また、社会情勢や時代の変化に応じて、都市計画マスタープランを適宜見直します。

多様な都市計画手法の導入

「まちづくり三法」を踏まえ、地区ごとに適正な役割分担が図られた都市形成を目指し、地区の特性に応じて、適宜、用途地域の適切な見直しを図るとともに、地区計画制度など、多様な都市計画手法の導入に努めます。

土地区画整理事業の促進

神保原駅周辺土地区画整理事業の円滑な推進を図るとともに、都市計画道路や区画道路、排水施設、公園等の都市基盤施設の一体的な整備に努めます。また、区域内への住宅、商業施設等の誘導に努めます。

上里サービスエリア周辺地区の整備

上里サービスエリア周辺地区を地域振興の拠点と位置づけ、高速道路利用者との交流と憩いの場として整備を行い、地域の活性化を図っていきます。

注)まちづくり三法：改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律のこと。

(2) 人と自然にやさしい街並みづくり

災害に強い街づくり

老朽住宅の耐震診断・耐震改修の促進、排水施設の整備、地震に強い建物づくりの促進、防災空間の確保など、災害に強い街づくりを進めます。

高齢者や障害者にやさしい街づくり
都市空間の整備にあたっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインの積極的な導入に努めます。

個性的で美しい街並み景観の形成
街路樹や花の植栽の充実、建物や看板デザインの誘導などにより、個性的で美しい街並み景観の形成を図ります。

バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などを除去すること。
ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
ユニバーサルデザインとバリアフリーとの違い：
バリアフリーはもともとあったバリアを取り除くこと、それに対しユニバーサルデザインは最初から取り除かれている（特別な調整をしない）ことを指す。

4 道路網の充実

現況と課題

本町の道路網は、国道17、254号の2路線と主要地方道上里・鬼石線、藤岡・本庄線及び一般県道3路線が幹線道路網を形成しています。

平成18年4月現在で、町内の国道は、実延長が約5.0kmで、改良率は100%、県道は、実延長が約19.8kmで、改良率は90%です。

生活道路は、町道2,253路線を中心に形成されており、平成18年4月現在、町道の実延長は約409.1km、改良率は77.0%で、舗装率は67.5%、歩道設置率は4.5%となっています。

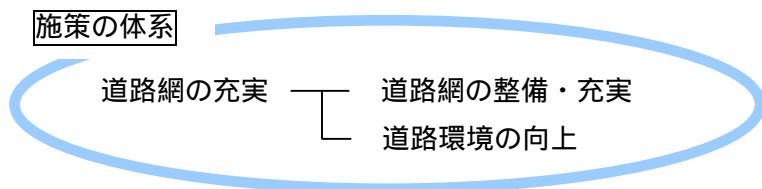
また、幹線道路については、国道17号バイパスの整備が計画されています。

一方、町では、円滑な交通の確保と歩行者の安全確保に向け、都市計画道路古新田四ツ谷線の整備を進めています。また、生活道路網の充実を図るため、町道整備を年次計画で進めています。

今後は、国道17号バイパスの早期完成が求められるとともに、町内交通の円滑化や安全の確保を図る道路整備を順次進めていくことが求められます。また、自然と調和した上里らしいデザイン、高齢者や障害者・子どもへの配慮など、道路の質的な向上を図ることが求められています。

目標のイメージ

快適で安全な道路網が形成され、住民や訪問客に評価されています。



目標指標

項目	目標基準値	平成23年度目標
町道改良率	77.0% (平成17年度実績)	80.0%
町道舗装率	67.5% (平成17年度実績)	70.0%

主要施策

(1) 道路網の整備・充実

都市計画道路の整備

町内交通の円滑化を図る都市計画道路等の整備については、古新田四ツ谷線の整備を進めるとともに、その他未整備の都市計画道路についても段階的に事業化を図ります。

生活道路網の整備

生活道路については、住民ニーズを勘案しながら、集落環境の改善や産業の振興に結びつくる路線整備を順次計画し、事業化を図ります。

農道の整備

生産性の向上や、農業の多面的機能の活用を図るため、農道の整備を進めます。

橋梁の整備

道路整備や河川整備と連携しながら、橋梁の整備に努めます。

国・県道の整備促進

国・県道については、町内の主要交通網である、国道17号バイパスや主要地方道上里・鬼石線、藤岡・本庄線、更には、一般県道勅使河原・本庄線、児玉・新町線などの整備を関係機関に要望します。

スマートインターチェンジ設置の推進

ETC車両を対象とした新しいタイプのインターチェンジであるスマートインターチェンジを、上里サービスエリアに新たに設置し、関越自動車道利用の利便性の向上を図ります。

(2) 道路環境の向上

人にやさしい道づくり

段差の解消、歩道やポケットパークの設置、幅員の拡大、線形の改良、歩道の設置、交通安全施設の設置、防犯灯・街路灯等の設置などにより、高齢者や障害者・子どもに配慮した道路づくりに努めます。また、散策道やサイクリングロードなどの整備に努めます。

災害に強い道づくり

危険箇所の改良、防護柵の設置などにより、災害に強い道づくりに努めます。

環境にやさしい道づくり

適切な環境影響評価の実施や、騒音防止対策、生きものの通行路の確保など環境保護措置に努めるとともに、沿道への花の植栽、上里町にふさわしい色彩・デザイン等の採用など、道路景観の整備を進めます。

わかりやすいサイン誘導の推進

通過車両や訪問客への対応として、道路沿いに町内主要施設の案内誘導看板を設置し、わかりやすいサインによる誘導を図ります。

ポケットパーク：道路わきや街区内の 空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所のこと。

5 公共交通の充実

現況と課題

本町の公共交通機関は、JR高崎線が中心であり、町内に神保原駅があります。バスは南部の古新田、三町を経由してJR本庄駅と神川町神泉総合支所を結ぶ朝日バスの1路線があります。

神保原駅は1日128本(上下各64本)が停車し、平成17年度の1日当りの乗車人員は2,801人となっています。バスは、上記の路線が7時台から21時台までに1時間に1便程度運行されており、通学や買物など日常生活に不可欠な交通手段となっています。

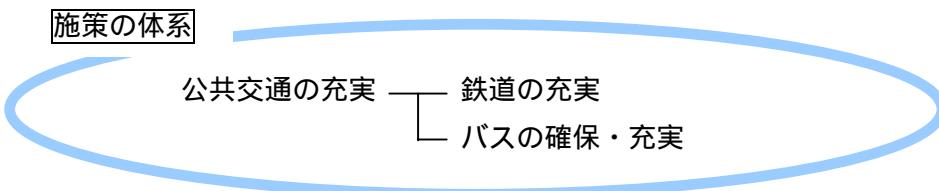
鉄道やバスなどの公共交通機関は、通勤・通学、買物、通院などの重要な交通手段であり、今後も維持・確保と利便性の向上に努める必要があります。

平成16年3月には、都市内に上越新幹線の新駅「本庄早稲田駅」が開業し、首都圏や上越方面への利便性が更に向上しました。

今後は、JR線のさらなる増便や駅の橋上化などを関係機関に要望し、利用者の利便性の向上に努めるとともに、バスについても、住民の必要不可欠な重要な交通手段としての認識に立ち、維持・確保と利便性の向上に努める必要があります。

目標のイメージ

環境や人にやさしい公共交通が見直され、利用が拡大し、利便性が向上しています。



目標指標

項目	目標基準値	平成23年度目標
神保原駅の1日当たりの乗車人員 (平成17年度実績)	2,801人	2,900人
路線バスの1日当たりの運行本数(片道換算) (平成18年4月現在)	15便	17便

主要施策

(1) 鉄道の充実

高崎線の利便性の向上

沿線市町と連携を図り、高崎線の利便性の向上を要望していくとともに、広報かみさとや町のホームページを通じて、JR高崎線の利用促進に努めます。また、神保原駅の橋上化を引き続き関係機関に要望します。

新幹線の利便性の向上

近隣市町や早稲田大学をはじめ地域の企業と連携を図り、本庄早稲田駅への停車本数の増加を要望します。また、高速走行による騒音対策も併せて要望します。

八高線の利便性の向上

高崎市や東京西部への足である八高線については、沿線市町と連携を図り、電化による輸送の高速化と複線化による利便性の向上を、関係機関に要望します。

(2) バスの確保・充実

路線バスの確保・充実の促進

町の南部地域から本庄方面へのアクセス手段として、民間路線バスの維持・確保、利便性の向上を促進します。また、低床バスや、アイドリングストップバスなどの普及を促進します。

高速バスの活用促進

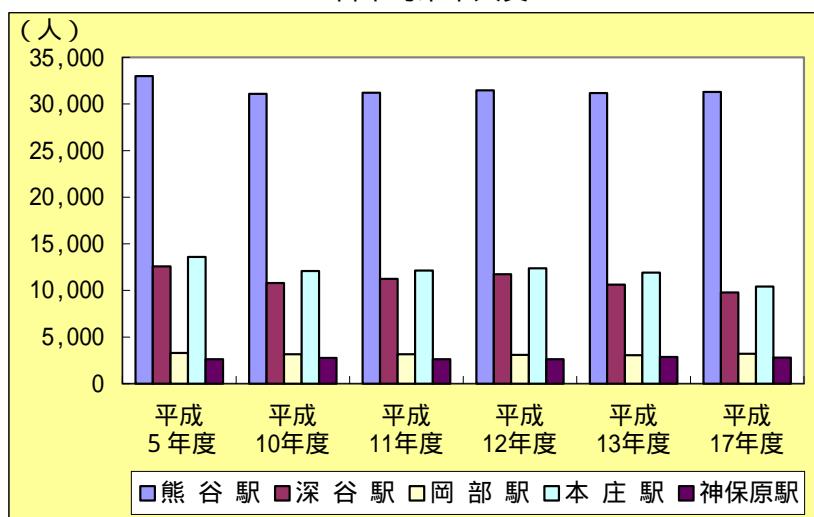
都心・羽田空港・成田空港と高崎・長野・新潟方面を結ぶ、定期高速バスの上里サービスエリアへの停留所設置を関係機関に要望します。

1日平均乗車人員 単位：人

	平成5年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成17年度	平成5年度比
熊谷駅	32,986	31,090	31,211	31,479	31,189	31,305	94.9%
深谷駅	12,586	10,789	11,252	11,732	10,625	9,789	77.8%
岡部駅	3,296	3,148	3,145	3,093	3,079	3,211	97.4%
本庄駅	13,589	12,082	12,148	12,364	11,921	10,430	76.8%
神保原駅	2,633	2,773	2,627	2,614	2,860	2,801	106.4%

資料：JR東日本

1日平均乗車人員



6 地域情報化の促進

現状と課題

情報通信技術の飛躍的な発展は、携帯電話、パソコンなどの急速な普及をもたらし、住民の暮らしの利便性、快適性が向上するとともに、情報技術（ＩＴ）産業という新たな産業を創出しています。一方で、地域での情報格差や高齢者や障害者など情報弱者を生むとともに、プライバシーの侵害や情報犯罪、テクノストレスなども社会問題化しています。

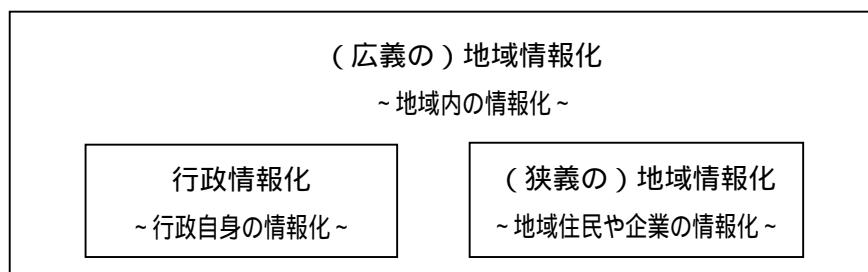
情報化社会に対応するための施策として、本町では、平成元年4月に窓口業務の電算化を行うとともに、平成10年度には戸籍電算システムの導入、平成11年度には住民・税務情報システムの更新、C/Sシステムの導入、平成15年度から住民基本台帳ネットワーク導入を図り、着実にIT化が進んでいます。また、平成15年度には庁内にグループウェアの導入を図るとともに総合行政ネットワーク（LGWAN）を導入し、庁内LANとのネットワーク化を図っています。また、生涯学習施設を活用し、パソコン教室の開催などを行うとともに、各小中学校へのパソコンの整備など、学校教育での情報教育の充実にも努めてきました。

町では、この間、こうした行政情報化については一定の成果を上げてきましたが、住民の家庭生活やビジネスでの情報化、いわゆる地域情報化については十分な施策を行えていない状況です。

今後は、住民サービスの向上や、効果的・効率的な行政運営などのために、さらなる行政情報化～行政自身の情報化～を推進するとともに、地域産業の振興、住民生活の利便性、快適性の向上のために、（狭義の）地域情報化～地域住民や企業の情報化～についても、民間による事業推進を積極的に誘導していくことが求められます。

そして、情報化社会に対応する人材を育成し、まちづくり活動に活かすという情報教育の側面を含め、行政情報化を包括した広義の地域情報化を推進することが求められます。

「地域情報化」の概念

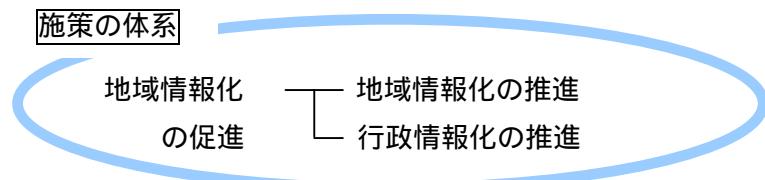


総合行政ネットワーク（LGWAN）：自治体間のコミュニケーションの円滑化や情報共有、行政事務の効率化、アプリケーションの共同利用などを目指し、平成13年に創設された通信ネットワークシステム。中央省庁間の通信ネットワークシステムである電ヶ関WANや、都道府県、市区町村の庁内LANと相互接続を行う。

テクノストレス：情報機器に対する拒絶反応を起こすテクノ不安症や、情報機器に精神的に没頭し正常な対人関係が保てなくなるテクノ依存症など、高度情報化の進展が人間に与える精神的ひずみ。米国の心理学者クレイグ・プロードの造語。

目標のイメージ

高度情報化社会の中で、住民一人ひとりが真に有益な情報のみを的確に取捨選択し、それを豊かな生活の実現や活力ある産業の振興に活かしています。



目標指標

項目	目標基準値	平成23年度目標
町ホームページの年間アクセス件数	50,000件 (平成18年度見込み)	60,000件

主要施策

(1) 地域情報化の推進

地域情報化の推進体制の強化

情報化社会の進展に対し、町が何をすべきか、民間は町からどんな支援が必要かを明らかにし、計画的に情報化を進めます。そのために、情報化についての調査・研究体制の整備を検討します。

高度情報通信基盤の整備促進

国のu-Japan政策に基づき、有線・無線を超えた高速通信網や、ユビキタス端末など、新たな高度情報通信基盤の整備を促進します。

インターネットの活用

インターネットの活用により積極的に地域の情報発信を促進し、町のイメージアップと地域産業の活性化につなげます。

情報教育・情報学習の充実

学校教育や生涯学習でパソコン技術習得の支援を図るとともに、氾濫する情報を蓄積・整理し、有益な情報を活用して積極的に情報発信する人材の育成に努めます。

情報バリアフリーの推進

選択できる多様な情報媒体を確保するなど、情報の提供、活用面での情報バリアフリーに努めます。

事業所等の情報化の促進

県や商工会と協力しながら、事業所等の情報化を積極的に促進します。

情報漏えいの防止

関係機関と連携し、プライバシーの保護や情報犯罪の防止に努めます。

(2) 行政情報化の推進

行政事務の電子化の推進

住民記録情報管理を行う住民情報オンラインシステムや、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム、外国人登録システム、財務システムなどを活用し、日常行政事務の効率化を図ります。また、行政手続の県共同電子申請システムの活用や税の電子申告、電子入札の導入を進めます。更に、個人情報保護に十分留意しながら、各行政情報のデータベース化を図るとともに、文書管理システムやファイルサーバーの導入を行い、適正な運用に努め、日常行政業務の効率化と情報公開における迅速化を図ります。

効果的な情報機器の活用

行政事務の情報機器の充実を図るとともに、職員の情報機器に関する知識・技術の習得に努めます。

サーバー：コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータ（サーバーにつながっているコンピュータ）に対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。

ファイルサーバー：ファイル共有サービスを提供するサーバのこと。